

介護保険制度

お知らせ

介護保険制度の仕組み

介護保険に加入するのは、40歳以上のすべての方で、65歳以上の方を「第1号被保険者」、40歳～64歳の方を「第2号被保険者」といいます。

第1号被保険者は、要介護認定または要支援認定を受けたときにサービスを受けることができ、第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けた時に介護サービスを受けることができます。



問合せ

健康課 ☎ (81) 5546



介護保険料の納め方

○第1号被保険者

原則、年金からの天引き（特別徴収）になります。左記の要件に該当する方は、納付書または口座振替による納付（普通徴収）となります。納付方法は法令で定められているため、個人で選択できません。

- ① 年金が年額18万円未満の方
- ② 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった方（一定期間）
- ③ 年度途中で他市区町村から転入した方（一定期間）
- ④ 年金担保貸付金を返済中または開始した方
- ⑤ 年金の支払調整、差止め、支払停止などがあつた方

○第2号被保険者

加入している保険者に、健康保険料と合わせて納付していただきます。詳細は、加入している保険者へお問い合わせください。

介護保険料の算定について

第1号被保険者の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、世帯・本人の住民税課税状況や前年の所得に応じて、段階別に設定されます。なお、第1段階から第3段階までの低所得者の介護保険料は、負担割合を軽減しています。



令和6年度～令和8年度 第1号被保険者(65歳以上)介護保険料

所得 段階	対 象 者	年間保険料	基準額に 対する割合
1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者または 世帯町民税非課税で年金収入などが 826,500 円以下	16,530円	0.24
2	世帯町民税非課税で 本人の年金収入などが 826,500 円を超え 120 万円以下	30,310円	0.44
3	世帯町民税非課税で 本人の年金収入などが 120 万円を超える	47,180円	0.685
4	世帯に町民税課税者あり、本人町民税非課税で 本人の年金収入などが 826,500 円以下	61,990円	0.90
5 (基準)	世帯に町民税課税者あり、本人町民税非課税で 本人の年金収入などが 826,500 円を超える	68,860円	1.00
6	本人が町民税課税で 所得 120 万円未満	82,640円	1.20
7	本人が町民税課税で 所得 120 万円以上 200 万円未満	89,530円	1.30
8	本人が町民税課税で 所得 200 万円以上 300 万円未満	106,750円	1.55
9	本人が町民税課税で 所得 300 万円以上 400 万円未満	108,810円	1.58
10	本人が町民税課税で 所得 400 万円以上 500 万円未満	116,380円	1.69
11	本人が町民税課税で 所得 500 万円以上 600 万円未満	117,080円	1.70
12	本人が町民税課税で 所得 600 万円以上 700 万円未満	118,460円	1.72
13	本人が町民税課税で 所得 700 万円以上 800 万円未満	130,860円	1.90
14	本人が町民税課税で 所得 800 万円以上 900 万円未満	132,220円	1.92
15	本人が町民税課税で 所得 900 万円以上 1,000 万円未満	132,920円	1.93
16	本人が町民税課税で所得 1,000 万円以上	148,060円	2.15

※普通徴収は、7月31日(金)が第1期納期となりますので、納め忘れにご注意ください。

詳しくは7月中旬発送の「介護保険料納入通知書」をご確認ください。

※介護保険料の算定において、老齢基礎年金(満額)の支給相当額が826,500円になることから基準
が「年金収入などが826,500円」に見直されました。